

「ゲームセンター」は風適法の「第5号営業」へ
 「18歳未満の立入制限に関する規定」も見直しに

風適法改正案が閣議決定

平成26年10月24日、『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律』の改正案が閣議決定された。

法律案の概要は別掲の通り。「客にダンスをさせる営業に係る規制の範囲の見直し」が柱となっており、ダンス自体を対象とした規制の撤廃とともに、その整合性を図るための必要な部分に変更が加えられている。これにより、第1号～第8号までの現在の風俗営業は第1号～第5号までとなり、ゲームセンターは第5号営業と定義されることとなる。また、「その他所要の規定の整備」として、ゲームセンターへの18歳未満の立入制限に関する規制の見直しが行われ、都道府県条例により保護者同伴等の必要な制限を定めることができる等明記されている。(※以下に関連箇所)

同法案は、今秋の第187回臨時国会(9月29日召集、12月初旬までの会期を想定)に提出され、可決成立後、1年以内に施行されることとなる。ただし、現4号営業(ダンスホール等)の削除は公布の日施行される予定。

AOUでは、保護者同伴の場合の年少者の立入規制緩和に向けた陳情活動を続けているが、風適法改正に伴う都道府県条例の変更は、ゲームセンター業界の今後を大きく左右するものであり、業界の健全性を広く一般に認知させる正念場とも言える今、会員各位の自助努力はさらに重要となってくる。

『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律』改正案のうちゲームセンターに関連する箇所

※傍線の部分は改正部分

【改正後】

(禁止行為等)

第二十二條 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一～四 (略)

五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること(第二條第一項第五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせること。)

六 (略)

2 都道府県は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、第二條第一項第五号の営業を営む者が午前六時後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止し、又は当該営業を営む風俗営業者が当該時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めなければならないものとする。その他必要な制限を定めることができる。

【改正前】

(禁止行為)

第二十二條 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一～四 (略)

五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること(第二條第一項第八号の営業に係る営業所にあつては、午後十時(同号の営業に係る営業所に関し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めるときは、その者についてはその時)から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること。)

六 (略)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 客にダンスをさせる営業に係る規制の範囲の見直し

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、営業の形態に応じた規制を行う。(ダンスをさせるかどうかではなく、店内の暗さや営業時間に応じて規制)

○キャバレー等(客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業)は、【接待をするもの】または【低照度のもの】として、引き続き風俗営業として規制。

○クラブ、踊れるレストラン等(客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業)は、店内の暗さや営業時間によって規制。客席の照明が、休憩中の映画館と同等の10ルクスを超える場合、通常の飲食店として扱い、原則として24時間営業を認める。このうち0時～6時に「酒類」を提供する店は、新設の「特定遊興飲食店」として許可制とする。また、10ルクス以下の店は「低照度飲食店」として風俗営業として規制される。

○ダンスホール等(客にダンスをさせる営業)は、風適法の規制から除外。

2. 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

深夜において客に遊興(ダンスを含む)をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を特定遊興飲食店営業とし、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととする。必要規制を設ける。

【主な規制の内容】

- 欠格事由を設け、不適格者を排除
- 条例により、営業可能な地域を限定
- 条例により、地域を定めて営業時間を制限することが可能
- 18歳未満の者の午後10時以降の立入を制限

3. 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

(1) 深夜に風俗営業または特定遊興飲食店営業を営む者の義務

○営業所周辺における客の迷惑行為の防止措置

○苦情処理に関する帳簿の備え付け

(2) 風俗環境保全協議会の設置

○特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに設置

○警察署長、特定遊興飲食店営業等の営業所の管理者、地域住民等により構成

4. その他所要の規定の整備

ゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入り時間の制限に関する規定を見直す。

※風俗営業の定義

- 第2条第1項第1号 キャバクラ、キャバレー等
- 第2条第1項第2号 低照度飲食店
- 第2条第1項第3号 区画席飲食店
- 第2条第1項第4号 ぱちんこ、麻雀等
- 第2条第1項第5号 ゲームセンター